

# 令和5年度 羅臼町国民健康保険事業計画

## 1. 基本方針

国保事業の適正かつ安定的な運営と財政健全化を図るため、財政運営の中心的な役割を担う北海道と一体となり、資格の管理や保険給付等の国民健康保険事業を実施するとともに、各種保健事業を効果的に実施し、被保険者の健康の保持増進を図ることとする。

## 2. 主要事業

令和5年度の国民健康保険事業の運営にあたっては、次に掲げる事業に重点を置いて取り組むこととする。

- (1) 収納率向上対策の推進
- (2) 適用適正化対策の推進
- (3) 医療費適正化対策の推進
- (4) 保健事業の推進
- (5) 広報啓発活動の推進
- (6) 国民健康保険税の平準化の推進

## 3. 主な取り組み

### (1) 収納率向上対策の推進

#### ①徴収体制の強化

収納率向上対策の充実・強化を促進するため、担当課と連携を図り対応する。

#### ②口座振替の推進

新規加入手続き時や住民周知のあらゆる機会に、口座振替の推進を図る。

#### ③悪質滞納者対策

自主的な納付が見込まれない、また再三の納税相談に応じない等による事案については、担当課と連携の下、滞納者の財産調査を行い差し押さえなどの処分を執行する。また、高額滞納者や難解な案件など、対応に苦慮するものについて、公平な徴収事務をより進めるため、釧路・根室広域地方税滞納整理機構へ徴収事務を移管の上、連携を強化し滞納税額の圧縮に努める。

#### ④短期証及び資格証明書の交付

分納誓約者の納付状況を確認したうえで、短期証を交付する。また、短期証更新時の呼出納税相談等の機会を活用して収納率の向上に努める。

なお、納付勧告、納税相談等一向に応じない者に対しては、税の公平負担の観点から、資格証明書を交付することとし、交付に際しては担当課と調整のうえ、適正に交付する。

## (2) 適用適正化対策の推進

### ① 資格の適正化

オンライン資格確認等システムにより、適正な被保険者資格の適用に努める。

### ② 居所不明被保険者実態調査

居所不明者の実態を調査し、必要に応じて担当課と協議し、職権削除の処理を行う。

## (3) 医療費適正化対策の推進

### ① 医療費通知の実施

医療費の適正化対策の一つとして、被保険者が受けた医療についての費用を再認識してもらうために、2か月ごとに年6回、医療機関名や費用額等が記載された通知書の送付を行う。

### ② ジェネリック医薬品の普及促進

被保険者証の更新時や異動等の届出時に後発医薬品(ジェネリック医薬品)希望シール等を配布し、利用の促進を図る。また、被保険者に対して、後発医薬品(ジェネリック医薬品)を利用した場合の自己負担軽減額の通知(差額通知)を年2回実施し、利用促進を図る。

### ③ 第三者行為求償事務

交通事故など第三者から受けた傷害などの治療費は、原則として加害者が負担すべきものであることから、被保険者からの届出やレセプトからの把握のほか、個別に照会するなど適正な把握及び処理に努める。

## (4) 保健事業の推進

### ① 特定健診・特定保健指導

「羅臼町第3期特定健康診査等実施計画」及び「第2期羅臼町国民健康保険事業実施計画(データヘルス計画)」に基づき適切に実施する。

#### ア 特定健康診査

特定健康診査を無償化し、土・日開催の総合健診(特定健康診査とがん検診のセット健診)、平日の個別健診など多様な受診の機会を提供し、総合健診時の託児や送迎の実施など受診しやすい環境を整える。

未受診者への対策として、北海道国民健康保険団体連合会が実施する「特定健診受診率向上支援等共同事業」に参加するほか、電話や訪問などでの個別勧奨を行い、受診につなげる取組を実施する。

#### イ 特定保健指導

特定健康診査の結果、メタボリックシンドローム該当者又はその予備群と判定され、通院治療を行っていない者を対象に、生活習慣を見直す保健指導を積極的支援又は動機付け支援に分類して、保健師・栄養士が行う。

### ② 重症化予防事業の実施

生活習慣病の発症及び重症化を予防するため、特定健康診査の結果、生活習慣病が疑われ

る医療機関未受診者への受診勧奨及び、治療中であるが、コントロール不良者への保健指導を実施する。

### ③受診行動適正化指導

レセプトデータ等から医療機関への重複・頻回受診者、重複服薬者を特定し、適切な指導を行うとともに改善を図る。

### ④高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者の保健事業と一般介護予防事業(通いの場)や生活支援事業等の介護予防の一体的な実施に向け担当課と連携を図りながら、生活習慣病の重症化予防、フレイル対策等、被保険者の状況に応じたきめ細やかな支援を実施する。

## (5) 広報啓発活動の推進

### ①町広報誌の活用

町広報誌に国民健康保険の加入・喪失等の各種届け出、保険税率の公表、特定健診等、国民健康保険に関する記事を掲載し、制度の周知・徹底を図る。

### ②パンフレットの配布

被保険者証の更新時や納付書発布時に、国保制度の概要についてのパンフレット等を同封し、制度の周知を図る。

### ③インターネットの活用

町のホームページで国保制度の概要等の紹介に努める。

## (6) 国民健康保険料平準化の推進

### ①保険料率の統一について

全市町村の保険料率が将来的に同一となるよう、保険税の算定において、北海道が示す標準保険料率での算定を行う。